

競争入札経過調書（最低価格落札方式）

件 名 海外管制機関の航空管制システム状況調査

開 札 年 月 日 令和6年12月11日（落札決定日 令和6年12月24日）

入札執行官署 国土交通省航空局

落 札 金 額 ￥ 12,980,000 -

落 札 者 一般財団法人航空保安無線システム協会

予 定 価 格 ￥ 18,414,267 -

積 算 額 ￥ 18,414,267 - 入札書比較価格（予定価格の100/110） ￥ 16,740,243 -

調 査 基 準 価 格 ￥ 14,804,556 - 調 査 基 準 価 格 の 100/110 ￥ 13,458,688 -

低入札価格調査実施済 第1回 落札

入札参加者	第1回入札	第2回入札	摘 要
	入札金額	入札金額	
一般財団法人航空保安無線システム協会	11,800,000		第1回 落札
株式会社三菱総合研究所	13,470,000		
一般財団法人航空保安研究センター	17,600,000		
株式会社レイメイ	辞退		

※ 入札金額は入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。
※ 予定価格（入札書比較価格）の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札金額とする。

〈 落札者の決定について 〉

件 名： 海外管制機関の航空管制システム状況調査

入 札 年 月 日： 令和6年12月11日

入 札 場 所： 国土交通省 航空局 入札室

上記入札について、予算決算及び会計令第86条第1項の規定により調査した結果、次のとおり落札者を決定をしたので、契約事務取扱規則第10条第3項の規定により公表する。

1. 落 札 者： 一般財団法人航空保安無線システム協会

2. 落 札 者 決 定 日： 令和6年12月24日

令和6年12月24日

支出負担行為担当官
国土交通省航空局長 平岡 成哲

低入札価格調査の実施概要（測量又は建設コンサルタント等）

件 名：海外管制機関の航空管制システム状況調査

発 注 機 関：国土交通省 航空局

調査対象業者名：一般財団法人航空保安無線システム協会

項 目	内 容
(1) その価格により入札した理由	調査対象者は、海外対象機関の現地調査を行った実績を多数有しており、履行において獲得したノウハウ・実績を本調査に活用するとともに、航空管制システムに精通した要員を投入することにより、本調査における工数の大幅な効率化が実現できることとなった。さらに直接人件費の適切な低減を図るとともに、直接経費や一般管理費の削減を実施する企業努力を行い今回の入札価格を決定した。
(2) 配置予定の技術者その他当該契約の履行体制	本件調査の業務体制については、計 14 名の技術者（総括責任者 1 名、管理技術者 1 名、照査技術者 1 名、レビュー担当 1 名、調査担当者（サブリーダー） 2 名、調査担当者 8 名）の配置を予定している。各担当者は各要件の整理等を実施し、サブリーダーが訪問国との事前調整等を実施、照査技術者が成果品（報告書）の技術的な照査を実施、レビュー担当が報告等の調査結果レビューを実施、管理技術者が進捗管理等を実施、総括責任者が全体管理及び問題点への対応を実施する体制となっており、調査結果の妥当性を担保する体制がとられているものと判断する。
(3) 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況	令和 7 年度内を履行期限とする契約が 17 件、令和 8 年度内を履行期限とする契約が 3 件、令和 9 年度内を履行期限とする契約が 1 件、合計 21 件有しているが、前項による体制により、工程管理、進捗管理を伴って業務が実施されることから、本調査に係る業務も実施可能であると判断した。
(4) 手持機械等の状況	対象外
(5) 国及び地方公共団体等から過去において受注・履行した建設コンサルタント業務等の名称及び発注者	（航空局受注実績） ・空港面監視高度化に関する動向調査（令和 5 年度） ・監視周波数の信号環境に掛かる調査（令和 5 年度） ・衛星航法サービス高度化に対応した進入方式の導入に係る設計資料作成調査（令和 5 年度）他 航空局受注実績においては、業務不履行等の事実はなく、いずれも問題無く履行されている。

(6) 経営内容		調査対象業者の経営状況は、計算書類（報告書）から、健全な経営が行われていると判断する。
(7) (1)から(6)までの事情聴取した結果についての調査検討		今回、調査基準価格を下回る入札結果となった主たる要因は、過去に受注した調査案件による経験及び航空管制システムに関する知見を有する職員を多く配置していることが大きく関係しており、履行において獲得した知識・ノウハウにより、適正な履行体制を確保しつつ人件費を削減できたことが挙げられる。また、(2)の履行体制から調査実施における体制が担保されていると認められる。 調査対象者は過去に航空局から多くの調査案件を受注しており、航空局受注案件において業務不履行等の事実はなく、いずれも問題なく履行されている。また、経営状況も財務諸表等の報告書から健全な経営をしていると判断できることから本調査の履行に支障を来すものはないと考えられる。 よって、調査対象業者の入札価格は調査基準価格を下回っているものの、契約の履行について支障はないものと判断される。
(8) (5)の建設コンサルタント業務等の成績状況		調査対象事業者は、航空局受注案件において業務不履行等の事実はなく、いずれも問題無く履行されていることを確認した。
(9) 経営状況		特に問題なし
(10)信用状況	法令違反の有無	該当なし
	賃金不払いの状況	該当なし
	下請代金の支払遅延状況等	該当なし
	建設コンサルタント登録等における消除等の履歴	該当なし
(11)その他の必要な事項		特になし